地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第４０条の規定に基づき、次の各号に掲げる地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(1)　常勤の職員（有期契約職員及び臨時職員を除く。）

(2)　就業規則第２１条の規定により採用された職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)

（給料）

第２条　職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

（給料表等）

第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1)　研究職給料表（別表第１）

(2)　一般職給料表（別表第２）

２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

３　理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第１項第１号又は第２号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

４　前項の号給の決定の基準は、別に定める。

５　前２項の規定にかかわらず、定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再雇用短時間勤務職員の１週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の職員の１週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の基準）

第４条　職員の昇給は、別に定める日に、同日前１年間（別に定める場合にあっては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

３　５５歳に達する日以後の最初の３月３１日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは、「０号給」とする。

４　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

５　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

６　前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の支給）

第５条　給料は、毎月１回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第２項又は第３項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第６条　新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

２　職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

３　職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第７条　第５条ただし書又は前条（第２項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休日（第１７条を除き、以下「休日」という。）及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難い場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

２　前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

（扶養手当）

第８条　扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と成形を一にし、かつ、主とし

てその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。ただし、第２号から第４号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる孫等」という。）に係る扶養手当は、第３条第１項第２号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が７級であるものに対しては、支給しない。

(1)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

(2)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子、孫及び弟妹

(3)　１８歳未満又は６０歳以上の２親等内の血族（前２号に該当する者を除く。）

(4)　心身に著しい障害がある親族

第９条　扶養手当の月額は、前条第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円とし、扶養親族たる孫等については１人につき６，５００円（第３条第１項第１号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が５級であるもの及び第３条第１項第２号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が６級であるものにあっては３，５００円）とする。

２　扶養親族である子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

３　前条及び前２項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第１０条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1)　通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため、指定区間において自転車、自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲

げる額の範囲内において別に定める額）とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)　前項第２号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く）　次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道５キロメートル未満である場合にあっては１，０００円、当該距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である場合にあっては５００円をそれぞれその額に加算した額）

ア　使用距離が片道５キロメートル未満　２，０００円

イ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満　４，２００円

ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満　７，３００円

エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満　１０，４００円

オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満　１３，５００円

カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満　１６，６００円

キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満　１９，７００円

ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満　２２，８００円

ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満　２５，９００円

コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満　２９，１００円

サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満　３２，３００円

シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満　３５，５００円

ス　使用距離が片道６０キロメートル以上　３８，７００円

(3)　前項第２号に掲げる職員のうち、自動車その他の交通の用具で別に定めるものの駐車のための施設その他の場所で別に定めるものを利用し、その利用に係る料金（以下「駐

車場等料金」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）　前号に掲げる額及び５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等料金に相当する額として別に定める額の合計額

(4)　前項第３号に掲げる職員　別に定める区分に応じ、前１号及び前号に掲げる額（１箇月当たりの運賃等相当額及び第２号又は前号に掲げる額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）の範囲内において別に定める

３　通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。

４　通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

５　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

６　前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第１１条　単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

３　地方公務員又は一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第１項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前２項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第１２条　住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

⑴　自ら居住するため住宅（貸間を含む。第３号ア及び次項第１号において同じ。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舎の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。）

⑵　前号に掲げる職員に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）

⑶　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　配偶者が居住するための住宅（公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

イ　アに掲げる職員に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（第１号及び第３号のいずれにも該当する職員にあっては、これらの号に掲げる額の合計額、第２号及び第３号のいずれにも該当する職員にあってはこれらの号に掲げる額の合計額）とする。

⑴　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア　月額２３，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１２，０００円を控除した額

イ　月額２３，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２３，０００円を控除した額の２分の１に相当する額（その額が１６，０００円を超えるときは、１６，０００円）に１１，０００円を加算した額

⑵ 前項第２号に掲げる職員　１０，５００円

⑶ 前項第３号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア　前項第３号アに掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ　前項第３号イに掲げる職員　５，２００円

３　一の職員が第１項第２号又は第３号イの規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住宅につき６０月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とが同一の住宅について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

４　前３項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第１３条　給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の１００分の１０に相当する額とする。

⑴　給料月額

⑵　扶養手当の月額

⑶　管理職手当のうち別に定める額

３　前項の規定により難い場合の地域手当の月額については、別に定める。

（特殊勤務手当）

第１４条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

２　特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額は、別に定める。

３　特殊勤務手当は、月１回支給するものとし、これにより難い場合は、３月に１回又は随時支給するものとする。

４　前３項に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、理事長が定める。

（給与の減額）

第１５条　職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない時間１時間につき、給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下同じ。）を１月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

２　前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

３　前２項の規定により難い場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

（時間外勤務手当）

第１６条　正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　休日等以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務

２　定年前再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられてした前項第１号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。

３　正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した時間が１箇月について６０時間を超えた職員に対しては、第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その６０時間を超えてした勤務１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を乗じて得た額を時間外

勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第１７条　正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務１日につき、第２７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１２倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

(1)　国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）

(2)　１月１日から同月３日まで又は１２月２９日から同月３１日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（夜間勤務手当）

第１８条　正規の勤務として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務１時間につき、第２７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の３５を夜間勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等の特例）

第１９条　監視、断続的業務その他職務の特殊性により第１６条から前条までの規定により難い場合においては、第１６条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

（管理職手当）

第２０条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

２　管理職手当の月額は、給料月額の１００分の２５を超えない範囲内において別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第２１条　管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1)　臨時又は緊急の必要その他の法人の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2)　災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時ま

での間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

２　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（前項各号の勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）

⑴　前項第１号に掲げる場合　同号の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）

⑵　前項第２号に掲げる場合　同号の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において別に定める額

３　前２項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第２２条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下第２５条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第２４条第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

２　期末手当の額は、算定基礎額に、１００分の１２６．２５（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあっては、１００分の１０６．２５）以内の割合を乗じて得た額とする。

３　定年前再雇用短時間勤務職員に関する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

４　前２項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

５　次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の２０を超えない範囲内において

理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては、その額に、給料月額に１００分の２５を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の算定基礎額とする。

⑴　第３条第１項第２号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が４級以上である職員その他第２項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの

⑵　第３条第１項第１号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第２３条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

⑴　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第４６条第４号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

⑵　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第２２条第１項の規定により解雇された職員（同項第１号に該当して解雇された職員を除く。）

⑶　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２４条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。第４項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

⑵　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る

刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2　理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3　前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して２週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

5　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6　理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第２５条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６月以内の期間（別に定める場合にあっては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

２　勤勉手当の額については、別に定める。ただし、６月又は１２月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1)　定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員　算定基礎額に１００分の１０６．２５（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては、１００分の１２６．２５）を乗じて得た額の総額

(2)　定年前再雇用短時間勤務職員　算定基礎額に１００分の５１．２５（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては、１００分の６１．２５）を乗じて得た額の総額

３　前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第２２条第４項に規定する合計額とする。

４　第２２条第５項の規定は、第２項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第５項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第２５条第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第２３条各号列記以外の部分中「前条第１項」とあるのは「第２５条第１項」と、同条第１号中「支給日」とあるのは「支給日（第２５条第１項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第２６条　第４条、第８条及び第９条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

２　第１６条から第１８条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

（勤務１時間当たりの給与額）

第２７条　時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務１時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を１月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

（休職者の給与）

第２８条　休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第２８条又は第２８条の２の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

(1)　職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第１４条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満２年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当

(2)　職員が前号以外の傷病により、就業規則第１４条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満１年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満１年を超え満２年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ３分の２並びに期末手当及び勤勉手当

(3)　職員が就業規則第１４条第１項第４号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ１０分の６以内

（扶養手当等の支給方法）

第２９条　第８条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

（控除金）

第３０条　給与を支給する際、法令又は労働基準法第２４条第１項の規定に基づく協定により給与から控除することが認められているものは、その給与から控除することができる。

（口座振替による支払）

第３１条　給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（理事長等の要請に応じ、京都市を退職し、引き続いて法人の役職員となった者の取扱い）

第３２条　理事長又は京都市長の要請に応じ、引き続いて法人の役職員となるため京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の役職員となった者の給与の額は、前条までの規定にかかわらず、京都市職員との均衡を考慮し、当該退職をしなかったと仮定して、京都市職員給与条例その他京都市職員に適用される給与に関する規定により支給される額とし、その他給与に関する事項は、京都市職員の例によるものとする。

（補則）

第３３条　この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

（住居手当に関する特例）

３　平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までの間における第１２条第１項各号に掲げる職員（同行各号に規定する住宅で本市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第１号に掲げる職員にあっては3,000円、同項第２号に掲げる職員にあっては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年３月１８日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第１及び別表第２の規定は平成２７年４月１日から、改正後の規程第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

３　平成２７年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、同項第２号中「１００分

の３７．５」とあるのは「１００分の４０」と、「１００分の４７．５」とあるのは「１００分の５０」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

５　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

２　平成２８年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

３　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（「給料等の現給保障について」別表１に掲げる職員を除く。）には、平成３１年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

４　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

５　切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら

れるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

6　附則第３項から第５項までの規定による給料を支給される職員に関する改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「新規程」という。）第１３条第２項、第１５条第１項、第２０条第２項、第２２条第４項、同条第５項（新規程第１８条第４項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第３項及び別表第３の規定の適用については、新規程１３条第２項中「給料月額」とあるのは「地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成２８年３月　　日決定）附則第３項から第５項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第１５条第１項、第２０条第２項、第２２条第４項及び同条第５項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、新規程第２５条第３項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第２２条第４２項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（住居手当に関する経過措置）

7　新規程第１２条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成２９年3月３１日までの間における同条の規定の適用については、同条第１項各号及び第２項第１号ア中「１２，０００円」とあるのは「１７，０００円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「３２分の９」と、「１６，０００円」とあるのは「9，０００円」と、「１１，０００円」とあるのは「6，０００円」とし、平成２９年4月1日から平成３０年3月３１日までの間における同条の規定の適用については、同条第１項及び第２項第１号ア中「１２，０００円」とあるのは「１４，０００円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「３２分の１３」と、「１６，０００円」とあるのは「１３，０００円」と、「１１，０００円」とあるのは「9，０００円」とする。

8　平成２８年4月1日から令和8年3月３１日までの間における新規程第１２条第１項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額は，道場第２項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第１号に掲げる職員にあっては３，０００円、同項第２号に掲げる職員にあっては1，５００円をそれぞれ加算した額とする。

9　新規程第１２条第１項第１号に掲げる職員（以下「新第１号職員」という。）に該当し

ない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）については、第１条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所給与規程（以下「旧規程」という。）第１２条（第１項第２号及び第２項第２号を除く。）の規定は、令和８年３月３１日までの間、なおその効力を有する。

10　新第１号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第１２条（第１項第２号及び第２項第２号を除く。）の規定は、平成３１年３月３１日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第１欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第２欄に掲げる規定中同表第３欄に掲げる字句は、それぞれ同表第４欄に掲げる字句とする。

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで	旧規程第１２条第２項第１号ア	１０，５００円	８，０００円
	旧規程第１２条第２項第１号イ	９，５００円	７，５００円
平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで	旧規程第１２条第２項第１号ア	１０，５００円	５，５００円
	旧規程第１２条第２項第１号イ	９，５００円	５，０００円
平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで	旧規程第１２条第２項第１号ア	１０，５００円	３，０００円
	旧規程第１２条第２項第１号イ	９，５００円	２，５００円

11　新第１号職員に該当する者の新規程第１２条第２項第１号の規定による住居手当の月額が、その者が新第１号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第１２条第２項第１号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第１２条第２項第１号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

12　新規程第１２条第１項第２号に掲げる職員（以下「新第２号職員」という。）に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。）が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第１２条（第１項第１号及び第２項第１号を除く。）の規定は、令和８年３月３１日までの間、なおその効力を有する。

13　新第２号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第１２条（第１項第１号及び第２項第１号を除く。）の規定は、平成３１年３月３１日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第１欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第２欄に掲げる規定中同表第３欄に掲げる字句は、それぞれ同表第４欄に掲げる字句とする。

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで	旧規程第１２条第２項第２号ア	前号アに掲げる額の２分の１に相当する額（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	４，０００円
	旧規程第１２条第２項第２号イ	前号イに掲げる額の２分の１に相当する額（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	３，７００円
平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで	旧規程第１２条第２項第２号ア	前号アに掲げる額の２分の１に相当する額（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	２，７００円
	旧規程第１２条第２項第２号イ	前号イに掲げる額の２分の１に相当する額（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	２，５００円
平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで	旧規程第１２条第２項第２号ア	前号アに掲げる額の２分の１に相当する額（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	１，５００円
	旧規程第１２条第２項第２号イ	前号イに掲げる額の２分の１に相当する額（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	１，２００円

14　新第２号職員に該当する者の新規程第１２条第２項第２号の規定による住居手当の月額が、その者が新第２号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第１２条第２項第２号の規定による住居手当の月額

に満たないときは、新規程第１２条第２項第２号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

15　新第１号職員又は新第２号職員に該当する職員のうち、附則第９項、第１０項、第１２項又は第１３項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第１２条第２項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第１２条第２項の規定にかかわらず、新規程第１２条第２項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第１２条第２項の規定による住居手当の月額との合計額とする。

（その他の経過措置）

16　一の職員が附則第９項及び第１２項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第９条の３の規程により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき６０月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

17　この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附　則　（平成２８年１２月１６日決定）

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年１２月２７日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

３　平成２８年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の８０」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の１１０」と、同項第２号中「１００分の３７．５」とあるのは「１００分の４２．５」と、「１００分の４７．５」とあるのは「１００分の５２．５」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産

業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

５　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附　則（平成２９年１２月２７日決定）

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年１２月２７日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

３　平成２９年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の１００」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」と、同項第２号中「１００分の４２．５」とあるのは「１００分の４５」と、「１００分の５２．５」とあるのは「１００分の５５」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成３０年３月３０日決定）

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（昇給の基準に関する暫定措置）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成３３年３月３１日までの間におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第４条第３項の規定の適用については、同項中「０号給」とあるのは、「１号給」とする。

（扶養手当に関する暫定措置）

３　施行日から平成３３年３月３１日までの間における改正後の規程第９条第１項の規定の適用については、同項中「子については１人につき１０，０００円（職員に配偶者がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち１人については１１，６００円）とし、子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については８，１００円）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ，同表の右欄に掲げる字句とする。

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで	配偶者については１２，１００円とし、扶養親族たる子については１人につき７，６００円（職員に配偶者がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち１人については１１，６００円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については６，９００円，職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については１０，８００円）
平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで	配偶者については１０，３００円とし，扶養親族たる子については１人につき８，４００円（職員に配偶者がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち１人については１１，６００円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については６，９００円，職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については９，９００円）
平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日まで	配偶者については８，４００円とし，扶養親族たる子については１人につき９，２００円（職員に配偶者がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち１人については１１，６００円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については６，９００円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については９，０００円）

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附　則（平成３０年１２月１３日決定）

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年１２月２７日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」

という。）第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

３　平成３０年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」と、同項第２号中「１００分の４５」とあるのは「１００分の４７．５」と、「１００分の５５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附　則（令和元年１２月１３日決定）

（施行期日）

１　この規程は、令和元年１２月２６日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

３　令和元年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和元年１２月２５日決定）

（施行期日）

１　この規程は、令和元年１２月２７日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第１及び別表第２の規定は平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

この規定は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則

この規定は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規定は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則

この規定は、令和４年１２月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年４月１日（以下「令和５年切替日」という。）の前日において第１条の規定による改正前の京都市産業技術研究所給与規程別表第１又は第２の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

（特定の号給の切替え）

３　前項の規定の適用を受ける職員の令和５年切替日における号給（以下「令和５年新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる号給とする。

⑴　次号に掲げる職員以外の職員　令和５年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下この項において「令和５年旧号給」という。）の給料月額と同額の号給（令和５年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合にあっては、令和５年旧号給の給料月額に直近の額の号給）

⑵　旧級が附則別表第２の旧級の欄に掲げられている職務の級であった職員

令和５年切替日の前日に令和５年旧号給から当該職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）させた場合において決定することとなる号給

（令和５年切替日前の異動者の号給の調整）

４　令和５年切替日前に職務の級を異にして異動した職員の令和５年新号給については、その者が令和５年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（令和５年４月１日施行の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置）

５　令和５年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

６　前項の規定による給料を支給される職員に関する令和５年改正後の規程第１３条第２項、第２０条第２項、第２２条第４項及び第５項（第２５条第４項において準用する場合を含む。）、第２７条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第５項の規定による給料の額との合計額」とする。

（その他の経過措置）

７　この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規定は、決定日から施行する。（決定日令和５年１２月１１日）

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第１及び別表第２の規定は令和５年４月１日から、改正後の規程第２２条第２項及び第３項並びに第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

３　令和５年１２月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第２２条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、同

条第３項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の６８．７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とする。

（勤勉手当の額の特例）

４　令和５年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、同項第２号中「１００分の４８．７５」とあるのは「１００分の５０」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とする。

（給与の内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

６　この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年４月１日（以下「令和６年切替日」という。）の前日において改正前の京都市産業技術研究所給与規程別表第１又は第２の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級が別表第１においては１級から２級、別表第２においては１級から３級までであったものの令和６年切替日における号給（以下「令和６年新号給」という。）は、令和６年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「令和６年旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、令和６年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、令和６年旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（令和６年切替日前の異動者の号給の調整）

３　令和６年切替日前に職務の級を異にして異動した職員の令和６年新号給については、その者が令和６年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（令和６年４月１日施行の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置）

４　令和６年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

６　前項の規定による給料を支給される職員に関する規程第１３条第２項、第２０条第２項、第２２条第４項及び第５項（第２５条第４項において準用する場合を含む。）、第２７条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第４項の規定による給料の額との合計額」とする。

（その他の経過措置）

７　この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表第１

給料表	旧級	新級
研究職給料表	４級	３級
	５級	４級
	６級	５級
一般職給料表	５級	４級
	６級	５級
	７級	６級
	８級	７級

附則別表第２

給料表	旧級
研究職給料表	４級
一般職給料表	５級

附　則（令和６年１２月１０日決定）

（施行期日）

１　この規定は、令和６年１２月１０日から施行する。ただし、第８条、第９条、第１１条及び第２６条の改正規定並びに附則第３項から第７項までの規定は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第１及び別表第２の規定は令和６年４月１日から、改正後の規程第２２条第２項及び第３項並びに第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

（扶養手当に関する暫定措置）

３　改正後の規程第８条の規定にかかわらず、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。

(1)　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子、孫及び弟妹

(3)　１８歳未満又は６０歳以上の２親等内の血族（前号に該当する者を除く。）

(4)　心身に著しい障害がある親族

４　前項の場合における扶養手当の月額は、改正後の規程第９条第１項の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者については３，０００円とし、扶養親族たる子については１人につき１１，５００円（職員に配偶者がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち１人については１２，３００円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については７，３００円、職員が改正後の規程第３条第１項第２号の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が７級であるものにあっては３，０００円（当該職員に配偶者がないときにあっては、そのうち１人については３，８００円）、職員が改正後の規程第３条第１項第１号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が５級であるもの又は改正後の規程第３条第１項第２号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が６級であるものにあっては５，０００円（当該職員に配偶者がないときにあっては、そのうち１人については５，８００円））とする。

５　前２項の場合における改正後の規程第９条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「前項」とあるのは「附則第４項」と、同条第３項中「前条及び前２項」とあるのは「附則第５項の規定により読み替えられた前項並びに附則第３項及び第４項」とする。

（定年前再雇用短時間勤務職員の住居手当に関する特例）

６　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間、改正後の規程第１条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員のうち、規程（平成２８年４月１日施行。以下「平成２８年改正規程」という。）附則第９項又は第１２項に規定する職員に対し、平成２８年改正規程第１条の規定による改正前の規程（以下「平成２８年改正前の規程」という。）第１２条の規定の例により、住居手当を支給する。

７　一の定年前再雇用短時間勤務職員が前項の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき６０月（平成２８年改規程附則第９項又は第１２項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成２８年改正前の規程第１２条の規定により住居手当の支給を受けた期間があるときは、当該期間を含む。）を限度とする。この場合においては、平成２８年改正規程附則第１６項後段の規定を準用する。

（期末手当の額の特例）

８　令和６年１２月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第２２条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、同条第３項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の７０」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

（勤勉手当の額の特例）

９　令和６年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、同項第２号中「１００分の５０」とあるのは「１００分の５１．２５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

（給与の内払）

１０　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

１１　前９項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附　則（令和７年１０月２１日決定）

（施行期日）

１　この規定は、令和８年４月１日から施行する。

（特定日以後の給料に関する特例）

２　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

⑴　有期契約職員

⑵　臨時職員

⑶　地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の定年等に関する規程（以下「定年規程」という。）第９条第１項又は第２項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

⑷　定年規程第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員

４　管理監督職勤務上限年齢に達し、他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

５　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額

が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第２項の適用を受ける職員に限り、附則第４項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7　附則第４項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第２項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8　附則第４項又は前２項の規定による給料を支給される職員に関する第１３条第２項、第２２条第４項及び第５項（第２５条第４項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第３項並びに第２７条の規定の適用については、第１３条第２項、第２２条第４項及び第５項並びに第２７条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第４項、第６項又は第７項の規定による給料の額との合計額」と、第２５条第３項中「合計額」とあるのは「合計額、附則第４項、第６項又は第７項の規定による給料の額及び当該額に第１３条第２項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

9　附則第２項から前項までに定めるもののほか、附則第２項の規定による給料月額、附則第４項の規定による給料その他附則第２項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（暫定再雇用職員に関する経過措置）

10　暫定再雇用職員（定年規程第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（暫定再雇用短時間勤務職員（定年規程第５条第１項又は第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤

務職員であるものとした場合に適用される第３条第１項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

11　暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第３条に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再雇用短時間勤務職員の１週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の職員の１週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

12　暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第１条、第１０条第２項及び第１６条第２項の規定を適用する。

13　暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第２２条第３項並びに附則（令和６年１２月１０日決定）第６項及び第７項の規定を適用する。

14　第２５条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員（定年規程附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、第２５条第２項第２号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。

15　第４条、第８条及び第９条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

附　則（令和７年１２月１０日決定）

（施行期日）

１　この規定は、令和７年１２月１０日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第１及び別表第２の規定は令和７年４月１日から、改正後の規程第２２条第２項及び第３項並びに第２５条第２項の規定は同年１２月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

３　令和７年１２月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第２２条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、同条第３項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の７０」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の６１．２５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。

（勤勉手当の額の特例）

４　令和７年１２月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第２５条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、同項第２号中「１００分の５１．２５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の６１．２５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。

（給与の内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和８年３月〇〇日決定）

（施行期日）

１　この規定は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２１条の改正規定は令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第１２条第１項第２号及び第３号イの規定は、平成２８年４月１日以後に本市の区域内に存する住宅を自ら新築し、又は購入した職員について適用する。

（住居手当に関する経過措置）

３　改正後の規程第１２条第３項の規定の適用については、同項に規定する６０月の期間には、附則（平成２８年１２月１６日決定）第９項若しくは第１２項の規定によりなお

その効力を有するものとされる同附則に定める旧規程又は附則（令和６年１２月１０日決定）第６項（附則（令和７年１０月２１日決定）第１３項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により住居手当の支給を受けた期間を含むものとする。

別表第１　（第３条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	237,600	269,200	295,400	339,400	369,800
	2	239,300	270,400	297,500	341,800	372,600
	3	241,000	271,600	299,600	344,200	375,300
	4	242,600	272,800	301,600	346,600	378,100
	5	244,200	274,000	303,800	349,000	380,600
	6	245,800	275,200	305,900	351,400	383,400
	7	247,400	276,100	307,900	353,800	386,200
	8	248,900	277,200	309,900	356,200	388,900
	9	250,200	278,300	311,900	358,700	391,500
	10	251,400	279,500	313,900	361,200	394,200
	11	253,100	280,700	315,900	363,700	396,900
	12	254,700	281,900	317,900	366,100	399,700
	13	256,400	283,100	319,900	368,600	402,400
	14	257,700	284,300	321,800	371,100	405,100
	15	259,100	285,200	323,700	373,600	407,800

	16	260, 500	286, 400	325, 600	376, 100	410, 500
	17	261, 600	287, 600	327, 500	378, 500	413, 100
	18	262, 700	288, 500	329, 400	380, 900	415, 700
	19	263, 900	289, 700	331, 300	383, 300	418, 400
	20	265, 000	290, 900	333, 200	385, 700	421, 100
	21	266, 700	292, 100	335, 100	388, 100	423, 800
	22	268, 100	293, 100	337, 000	390, 500	426, 400
	23	269, 300	294, 300	339, 000	392, 900	429, 100
	24	270, 600	295, 400	340, 900	395, 300	431, 800
	25	271, 900	296, 600	342, 800	397, 700	434, 400
	26	273, 200	297, 800	344, 700	400, 100	437, 000
	27	274, 500	299, 000	346, 600	402, 500	439, 600
	28	275, 800	300, 200	348, 500	404, 900	442, 300
	29	276, 800	301, 300	350, 400	407, 300	445, 000
	30	278, 500	302, 500	352, 400	409, 700	447, 500
	31	279, 700	303, 700	354, 300	412, 100	450, 200
	32	280, 900	304, 800	356, 200	414, 500	452, 900
	33	282, 000	305, 700	358, 100	416, 900	455, 500
	34	283, 300	306, 900	360, 000	419, 300	458, 100
	35	284, 500	308, 100	361, 900	421, 700	460, 700
	36	285, 300	309, 300	363, 800	424, 100	463, 300
	37	286, 200	310, 400	365, 700	426, 400	465, 800
	38	287, 000	311, 600	367, 400	428, 700	468, 300
	39	287, 800	312, 800	369, 100	430, 900	470, 800
	40	288, 700	314, 000	370, 800	433, 000	473, 300
	41	289, 700	315, 100	372, 500	435, 000	475, 700

	42	290, 600	316, 300	374, 000	436, 900	478, 000
	43	291, 500	317, 400	375, 600	438, 700	480, 300
	44	292, 300	318, 400	377, 200	440, 400	482, 600
	45	293, 000	319, 400	378, 700	442, 100	484, 900
	46	293, 800	320, 500	380, 000	443, 700	487, 100
	47	294, 600	321, 700	381, 400	445, 200	489, 300
	48	295, 100	322, 800	382, 700	446, 600	491, 400
	49	295, 600	323, 900	384, 000	447, 800	493, 500
	50	296, 000	325, 100	385, 200	449, 100	495, 500
	51	296, 400	326, 200	386, 400	450, 400	497, 500
	52	296, 800	327, 300	387, 500	451, 600	499, 500
	53	297, 200	328, 500	388, 600	452, 700	501, 500
	54	297, 500	329, 600	389, 600	453, 700	503, 500
	55	297, 900	330, 700	390, 700	454, 800	505, 400
	56	298, 300	331, 800	391, 700	455, 900	507, 300
	57	298, 600	333, 000	392, 700	456, 900	509, 200
	58	298, 800	334, 100	393, 700	458, 000	511, 000
	59	299, 100	335, 200	394, 700	459, 000	512, 800
	60	299, 400	336, 300	395, 600	460, 000	514, 600
	61	299, 700	337, 400	396, 500	461, 100	516, 300
	62	299, 900	338, 600	397, 300	462, 200	517, 800
	63	300, 200	339, 700	398, 100	463, 200	519, 300
	64	300, 500	340, 800	398, 900	464, 200	520, 700
	65	300, 800	342, 000	399, 400	465, 200	522, 100
	66	301, 100	343, 100	400, 000	466, 200	523, 300
	67	301, 300	344, 200	400, 600	467, 200	524, 500

	68	301, 600	345, 400	401, 200	468, 300	525, 700
	69	301, 900	346, 500	401, 800	469, 300	527, 100
	70	302, 200	347, 600	402, 400	470, 300	528, 000
	71	302, 400	348, 700	403, 000	471, 200	528, 700
	72	302, 700	349, 800	403, 600	472, 100	529, 400
	73	303, 000	350, 900	404, 200	473, 100	530, 100
	74	303, 200	352, 000	404, 900	474, 000	530, 800
	75	303, 500	353, 100	405, 600	474, 900	531, 500
	76	303, 800	354, 300	406, 300	475, 800	532, 100
	77	304, 100	355, 400	406, 900	476, 800	532, 600
	78	304, 400	356, 500	407, 500	477, 700	533, 100
	79	304, 700	357, 600	408, 100	478, 600	533, 600
	80	305, 000	358, 700	408, 700	479, 500	534, 100
	81	305, 300	359, 800	409, 300	480, 500	534, 600
	82	305, 600	360, 900	409, 900	481, 400	535, 100
	83	305, 900	362, 000	410, 500	482, 300	535, 600
	84	306, 200	363, 100	411, 100	483, 200	536, 100
	85	306, 500	364, 200	411, 700	484, 200	536, 600
	86	306, 800	365, 200	412, 300	485, 100	537, 100
	87	307, 100	366, 200	412, 900	486, 000	537, 600
	88	307, 400	367, 200	413, 500	486, 900	538, 100
	89	307, 700	368, 200	414, 100	487, 800	538, 600
	90	308, 000	369, 200	414, 700	488, 700	
	91	308, 300	370, 200	415, 300	489, 600	
	92	308, 600	371, 200	415, 900	490, 500	
	93	308, 900	372, 200	416, 500	491, 400	

	94		373, 200	417, 100			
	95		374, 200	417, 700			
	96		375, 100	418, 300			
	97		376, 000	418, 900			
	98		376, 900	419, 500			
	99		377, 700	420, 100			
	100		378, 500	420, 700			
	101		379, 200	421, 300			
	102		379, 900	421, 900			
	103		380, 500	422, 500			
	104		381, 100	423, 100			
	105		381, 700	423, 700			
	106		382, 200	424, 300			
	107		382, 700	424, 900			
	108		383, 200	425, 500			
	109		383, 700	426, 100			
	110		384, 200	426, 700			
	111		384, 700	427, 300			
	112		385, 200	427, 900			
	113		385, 700	428, 500			
	114		386, 200				
	115		386, 700				
	116		387, 200				
	117		387, 700				
	118		388, 200				
	119		388, 700				

	120		389,200			
	121		389,700			
	122		390,200			
	123		390,700			
	124		391,200			
	125		391,600			
	126		392,000			
	127		392,400			
	128		392,800			
	129		393,200			
	130		393,600			
	131		394,000			
	132		394,400			
	133		394,800			
	134		395,200			
	135		395,600			
	136		395,900			
	137		396,200			
定年前再雇用短時間勤務職員			基準給料月額 円 259,900	基準給料月額 円 291,000		

備考　この表は、研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第２（第３条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	182,100	236,200	262,700	296,900	337,000	369,100	413,400
	2	183,200	236,800	264,600	298,800	339,600	371,900	416,200
	3	184,300	238,600	266,400	300,700	342,100	374,600	419,200
	4	185,400	240,400	268,300	302,700	344,700	377,400	422,200
	5	186,500	242,100	269,800	303,900	346,100	379,900	425,200
	6	187,600	242,700	271,800	305,700	348,700	382,700	428,100
	7	188,700	244,200	273,100	307,400	351,300	385,500	431,100
	8	189,800	245,900	274,500	308,800	353,900	388,300	434,000
	9	190,900	247,500	275,300	309,900	355,300	390,800	437,000
	10	192,200	249,300	277,000	312,100	357,900	393,600	439,900
	11	193,500	251,100	278,300	314,300	360,500	396,400	442,900
	12	194,800	252,900	279,300	315,800	363,000	399,100	445,900
	13	196,100	254,600	280,400	316,000	365,600	401,700	448,800
	14	197,500	254,800	281,700	318,300	368,200	404,600	451,800
	15	199,000	256,000	282,900	320,600	370,800	407,400	454,800
	16	200,500	257,500	284,400	321,900	373,300	410,300	457,700
	17	202,100	259,100	285,900	322,100	375,900	412,900	460,600
	18	205,100	259,900	287,600	324,400	378,500	415,900	463,600
	19	207,600	261,300	289,100	326,700	381,000	418,900	466,600
	20	210,200	262,600	290,600	329,000	383,600	421,900	469,600
	21	212,300	263,600	290,800	331,200	386,200	423,600	472,500

	22	214, 900	264, 300	292, 500	332, 700	388, 800	425, 800	475, 600
	23	217, 100	265, 900	294, 100	334, 400	391, 300	428, 700	478, 700
	24	219, 300	267, 100	295, 500	336, 300	393, 900	431, 500	481, 700
	25	221, 400	268, 100	295, 700	338, 100	396, 600	434, 300	484, 400
	26	223, 700	268, 600	297, 400	339, 700	399, 300	436, 900	487, 500
	27	225, 900	270, 000	299, 100	341, 400	402, 000	439, 600	490, 500
	28	227, 100	272, 000	300, 400	343, 100	404, 600	442, 400	493, 600
	29	228, 200	272, 600	300, 600	345, 000	407, 300	445, 000	496, 500
	30	230, 000	273, 800	302, 400	346, 700	409, 600	447, 500	499, 800
	31	231, 200	275, 100	303, 900	348, 600	412, 100	450, 200	503, 200
	32	232, 400	276, 600	305, 000	350, 300	414, 700	452, 900	506, 400
	33	234, 100	276, 800	305, 500	351, 900	417, 300	455, 700	509, 800
	34	235, 700	278, 000	307, 300	353, 800	419, 700	458, 300	512, 800
	35	237, 300	279, 300	308, 700	355, 500	422, 000	461, 000	515, 700
	36	238, 300	280, 400	310, 100	357, 200	424, 400	463, 600	518, 800
	37	238, 500	280, 900	310, 600	358, 800	426, 400	466, 300	521, 700
	38	240, 300	282, 100	312, 000	360, 500	428, 200	468, 900	524, 300
	39	242, 000	282, 700	313, 400	362, 200	430, 300	471, 400	527, 000
	40	242, 400	283, 900	314, 700	363, 900	432, 400	474, 000	529, 400
	41	242, 600	285, 000	315, 700	365, 600	434, 500	475, 700	531, 800
	42	244, 300	285, 700	317, 100	367, 000	436, 500	478, 000	534, 000
	43	246, 100	286, 500	318, 400	368, 700	438, 400	480, 300	536, 200
	44	246, 500	287, 900	319, 900	370, 400	440, 500	482, 600	538, 400
	45	246, 700	289, 000	321, 400	372, 400	442, 200	484, 900	540, 700
	46	248, 100	289, 200	322, 700	374, 200	443, 700	487, 100	542, 900

	47	249,600	290,400	324,100	376,000	445,200	489,300	545,100
	48	250,600	291,800	325,800	377,900	446,800	491,400	547,300
	49	250,800	293,000	327,300	379,200	448,100	493,500	549,600
	50	252,000	293,200	328,000	380,500	449,500	495,500	551,600
	51	253,200	294,100	329,500	382,000	451,000	497,500	553,800
	52	254,700	295,800	330,800	383,300	452,500	499,500	555,900
	53	254,900	297,000	332,100	384,500	453,900	501,500	557,900
	54	256,200	297,200	332,900	385,600	455,100	503,500	559,700
	55	257,600	298,000	334,300	386,800	456,200	505,400	561,400
	56	258,800	299,500	335,700	388,100	457,400	507,300	563,100
	57	259,000	301,000	336,800	389,200	458,400	509,200	565,000
	58	260,100	301,200	337,800	390,200	459,200	511,000	566,700
	59	261,000	302,500	339,200	391,200	460,200	512,800	568,400
	60	262,200	303,800	340,400	392,200	461,200	514,600	570,100
	61	263,100	305,000	340,900	393,000	462,200	516,300	571,700
	62	263,400	305,400	342,000	393,900	463,100	517,800	573,000
	63	264,600	306,500	342,700	394,800	464,100	519,300	574,600
	64	265,900	307,700	343,700	395,400	465,100	520,700	576,300
	65	267,200	308,900	344,700	395,700	465,900	522,100	577,900
	66	267,400	309,300	345,600	396,300	466,900	523,300	579,000
	67	268,500	310,500	346,600	396,900	467,900	524,500	580,200
	68	270,000	311,600	347,400	397,500	468,800	525,700	581,400
	69	271,300	312,800	348,600	398,100	469,600	526,900	582,400
	70	271,500	313,400	349,600	398,700	470,200	527,700	583,600
	71	272,800	314,500	350,700	399,300	471,100	528,400	584,800

	72	274, 200	315, 600	351, 800	399, 900	472, 000	529, 100	586, 000
	73	275, 400	316, 700	352, 500	400, 500	472, 900	529, 800	586, 900
	74	275, 800	317, 700	353, 400	401, 100	473, 600	530, 500	588, 100
	75	277, 100	318, 700	354, 500	401, 700	474, 300	531, 200	589, 300
	76	278, 400	319, 700	355, 500	402, 300	475, 000	531, 800	590, 500
	77	279, 500	320, 600	356, 400	402, 900	475, 800	532, 400	591, 400
	78	280, 300	321, 200	357, 200	403, 500	476, 500	532, 800	592, 500
	79	281, 400	322, 000	358, 200	404, 100	477, 200	533, 200	593, 700
	80	282, 500	322, 900	359, 200	404, 700	477, 900	533, 600	594, 900
	81	283, 600	323, 800	360, 100	405, 300	478, 700	533, 900	595, 900
	82	284, 600	324, 700	360, 800	405, 900	479, 400	534, 300	
	83	285, 600	325, 600	361, 700	406, 500	480, 100	534, 700	
	84	286, 600	326, 400	362, 700	407, 100	480, 800	535, 100	
	85	287, 600	327, 000	363, 700	407, 700	481, 600	535, 400	
	86	288, 400	327, 800	364, 700	408, 300	482, 300	535, 800	
	87	289, 200	328, 500	365, 300	408, 900	483, 000	536, 200	
	88	289, 700	329, 200	366, 300	409, 600	483, 700	536, 600	
	89	289, 900	330, 000	367, 100	410, 100	484, 500	536, 900	
	90	290, 400	330, 800	367, 900	410, 700	485, 200		
	91	290, 900	331, 500	368, 800	411, 300	485, 900		
	92	291, 400	332, 200	369, 300	412, 000	486, 600		
	93	291, 700	333, 000	370, 400	412, 500	487, 300		
	94		333, 600	371, 200	413, 100	487, 900		
	95		334, 300	372, 200	413, 700	488, 600		
	96		335, 000	373, 200	414, 400	489, 300		

	97		335, 800	373, 700	414, 900	490, 100			
	98		336, 400	374, 400	415, 500				
	99		337, 100	375, 300	416, 100				
	100		337, 800	376, 300	416, 800				
	101		338, 600	377, 000	417, 300				
	102		339, 300	377, 500	417, 900				
	103		340, 000	378, 300	418, 500				
	104		340, 700	379, 200	419, 200				
	105		341, 300	380, 000	419, 700				
	106		342, 000	380, 400	420, 300				
	107		342, 700	381, 300	420, 900				
	108		343, 400	382, 100	421, 600				
	109		343, 800	382, 900	422, 100				
	110		344, 500	383, 600	422, 800				
	111		345, 200	384, 000	423, 500				
	112		345, 900	384, 600	424, 000				
	113		346, 300	385, 300	424, 500				
	114		346, 800	386, 000	425, 100				
	115		347, 300	386, 600	425, 800				
	116		347, 800	387, 000	426, 500				
	117		348, 100	387, 400	426, 900				
	118		348, 600	387, 900					
	119		349, 100	388, 300					
	120		349, 600	388, 700					
	121		349, 900	388, 900					

	122		350, 400	389, 200				
	123		350, 900	389, 700				
	124		351, 400	390, 200				
	125		351, 700	390, 400				
	126		352, 200	390, 600				
	127		352, 700	391, 000				
	128		353, 200	391, 500				
	129		353, 500	391, 800				
	130		354, 000	392, 000				
	131		354, 500	392, 400				
	132		355, 000	392, 900				
	133		355, 300	393, 200				
	134		355, 700	393, 600				
	135		356, 000	393, 800				
	136		356, 300	394, 300				
	137		356, 600	394, 600				
	138		356, 900	395, 000				
	139		357, 200	395, 500				
	140		357, 500	395, 700				
	141		357, 800	395, 900				
	142		358, 100					
	143		358, 400					
	144		358, 700					
	145		358, 900					
	146		359, 200					

	147		359,500					
	148		359,800					
	149		360,000					
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		202,300	226,400	268,000	289,900	378,500	414,200	465,900

備考　この表は、研究職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。